

2019年度 法科大学院

第4期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 管轄に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 交通事故による120万円の損害賠償請求の訴えを提起する場合、第一審裁判所の管轄権は地方裁判所にある。
- 2 原告が土地管轄又は事物管轄違いの第一審裁判所に訴えを提起した場合、被告が管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述したときは、他に専属管轄権を有するものでない限り、その裁判所に管轄権が認められる。
- 3 裁判所の管轄は、事実審の最終の口頭弁論期日を基準にして判断される。
- 4 当事者は、第一審に限り、一定の法律関係に基づく訴えに関して、書面又は口頭の合意により管轄裁判所を定めることができる。

問2 代理人に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 支配人が商人に代わってその営業に関する訴訟行為をするためには、裁判所の許可を受けなければならない。
- 2 訴訟代理人である弁護士が訴えの取下げをするときは、本人の特別の委任を受ける必要がある。
- 3 訴訟委任による訴訟代理人の権限は、書面で証明しなければならない。
- 4 貸金返還請求訴訟における被告の訴訟代理人の和解の権限には、和解の一条項として、貸金債権の担保のため、被告所有の不動産について原告に対して抵当権設定契約をする権限が含まれる。

問3 訴訟要件に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 訴訟要件は訴訟の成立要件であるので、裁判所は、訴訟要件の存否に関する心証を得てからでないと、本案の審理を始めてはならない。
- 2 訴訟要件は公益的要請に基づくものであるから、常に裁判所が職権で調査を開始しなければならない。
- 3 訴訟要件を判断するための資料の収集の責任は、全て裁判所にある。
- 4 控訴裁判所は、訴えが訴訟要件を欠くとして却下した第一審判決を取り消す場合、事件につき更に弁論をする必要がないときでなければ、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。

問4 準備書面に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 準備書面は、相手方が記載事項に対応するための準備をするのに必要な期間において裁判所に提出し、かつ相手方に直送しなければならない。
- 2 準備書面を提出した当事者が最初の口頭弁論期日に欠席した場合、裁判所は、その欠席者が提出した準備書面に記載のある事項といえども、欠席者がこれを陳述したものとみなすことはできない。
- 3 相手方に送達され、又は相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された準備書面に記載された事実は、相手方が在廷していない口頭弁論においても、主張することができる。
- 4 簡易裁判所の民事訴訟手続では、準備書面を提出しておかなくても、口頭弁論期日に出頭して口頭で陳述することができる。

問5 主張責任に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 賃貸借契約の終了を理由とする目的物返還請求訴訟において、口頭弁論期日で原告から被告に目的物が引き渡された事実が陳述されていなくても、取り調べられた原告の陳述書にその旨の記載があれば、裁判所は、目的物が引き渡された事実を認定してよい。
- 2 準消費貸借に基づく貸金返還請求訴訟においては、債権者である原告が旧債務の存在の事実につき主張責任を負う。
- 3 売買代金請求訴訟において、原告が弁済期から時効期間が経過した事実を主張した場合、被告がその事実を主張していなくても、被告において、消滅時効の援用を主張しさえすれば、裁判所は、消滅時効の抗弁を認めて棄却判決を言い渡すことができる。
- 4 貸金返還請求訴訟において、金策に困っていた被告が、原告の主張する金銭の貸渡し日から急に金回りが良くなった事実を原告が主張していなければ、裁判所は、証拠から当該事実を認定してはならない。

問6 私文書の成立の真正に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なもの一つを選びなさい。

- 1 私文書に本人名義の印影があれば、たとえ本人の意思に基づかずに本人の印章が押印されていても、当然に私文書の成立の真正が認められる。
- 2 私文書に本人の押印があれば、その真正な成立が推定されるので、これを覆すには書証申出者の相手方が不真正の本証をしなければならない。
- 3 最終的には私文書の記載内容が証拠として重要であるから、裁判所は、その成立の真正を判断することなく、当該私文書の記載内容から直ちに事実を認定することができる。
- 4 私文書に本人の署名がある場合には、それに押印がないときであっても、その文書は、真正に成立したものと推定される。

問7 判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 民事訴訟法上の裁判には、判決、決定、命令があるが、判決は常に審級の審理を完結させる点で、決定や命令と区別される。
- 2 判決の言渡しは、調書判決による場合を除き、判決書の原本に基づいてしなければならない。
- 3 判決は事件の全部を同時に完結処理しなければならない、その一部を他と切り離して判決することはできない。
- 4 判決には自縛性があるので、判決を言い渡した裁判所がその判決を更正、変更することはできない。

問8 既判力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 訴訟は当事者間の紛争を相対的に解決するものであるから、確定判決に生じる既判力も訴訟当事者について生じるのが原則である。
- 2 債権者代位訴訟に関する確定判決の既判力は、当該訴訟に参加していない債務者にも生じる。
- 3 裁判上の和解により建物を収去しその敷地たる土地を明渡すべき義務のある者から建物を借り受け、建物の敷地である土地を占有する者は、和解調書の存在を知っていたか否かを問わず、当該和解調書の既判力が及ぶ。
- 4 判例によれば、乙会社の設立が甲会社の債務の支払を免れる意図のもとにされたものとして法人格の濫用と認められる場合には、法人格否認の法理により、甲会社に対する債権者は、甲会社に対する確定判決の既判力を乙会社に及ぼすことができる。

問9 必要的共同訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合においては、常に共同訴訟人となるべき者全員が原告または被告とされなければならない。
- 2 不動産を共有する者の一人が、自己が有する共有持分権に基づき、単独で当該不動産につき登記名義を有する第三者に対してその登記の抹消登記を求める訴訟を提起することは、共有物に関する保存行為であり適法である。
- 3 特定の不動産が被相続人の遺産であることの確認を求める訴訟は、相続人全員が訴訟の当事者とならなければならない。
- 4 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合の判断にあたっては、実体法的観点のみならず、訴訟法的観点も考慮される。

問10 訴訟参加に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 訴訟参加とは、他人間に係属している訴訟に、第三者が関与する手続である。
- 2 共同訴訟参加がなされると、その訴訟は必要的共同訴訟となる。
- 3 第三者が当事者の双方に請求を定立して独立当事者参加をしたときは、当該第三者は、原告または被告の共同訴訟人となる。
- 4 民事訴訟法上、明文規定は存在しないが、参加人の地位が強化された共同訴訟的補助参加という参加類型が認められている。

[刑事訴訟法]

問1 告訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 親告罪について共犯の一人または数人に対してした告訴またはその取消は、他の共犯に対しても、その効力を生ずる。
- 2 検察官は、告訴のあった事件について、公訴を提起し、またはこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人に通知しなければならない。
- 3 告訴は、第一審の判決があるまでこれを取り消すことができる。
- 4 告訴の取消をした者は、更に告訴をすることができない。

問2 所持品検査および搜索、差押えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 警察官職務執行法は、警察官は職務質問に伴い所持品検査をすることができると規定している。
- 2 刑訴法は、明文で、人の住居等の任意の搜索を禁止している。
- 3 刑訴法は、搜索差押許可状には「被疑事実の要旨」を記載しなければならないと規定している。
- 4 判例によれば、捜査機関が被疑者を緊急逮捕すべく被疑者宅に赴いたところ、被疑者がたまたま他出不在であっても、帰宅次第緊急逮捕する態勢の下に搜索、差押えがなされ、かつ、これと時間的に接着して逮捕がなされる限り、その搜索、差押えは適法である。

問3 取調べに関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 判例によれば、逮捕勾留中の被疑者の取調べは、当該身柄拘束の理由となっている被疑事実に限られ、余罪について取り調べることは許されない。
- 2 判例によれば、任意捜査の一環としての被疑者に対する取調べは、強制手段によることができないというだけでなく、さらに、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様および限度において許容される。
- 3 被疑者以外の者の取調べに際しては、その者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。
- 4 犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる被疑者以外の者が、任意の取調べに対して、出頭または供述を拒んだ場合には、公訴の提起前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

問4 逮捕に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 窃盗の被疑事実で逮捕中の被疑者につき余罪である傷害の嫌疑が生じたときに、当該傷害の被疑事実で重ねて逮捕することは、事件単位の原則に反し許されない。
- 2 逮捕状は発付されているが所持していないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、その理由を告げて被疑者を緊急逮捕することができる。
- 3 刑訴法には、同一の被疑事実による再逮捕のありうることを予定した規定はあるが、再勾留についてはそのような規定はない。
- 4 逮捕に違法があるときでも、それに引き続く勾留はその理由と必要がある限り許される。

問5 領置に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 領置は、遺留物や任意提出物の占有を捜査機関が取得する際には強制を伴わないが、いったん領置したのちの効果は、差押えの場合と同じであるから、裁判官の発する令状によらなければ許されない。
- 2 憲法 35 条の「押収」にも、刑訴法の「押収」にも領置が含まれる。
- 3 領置における「遺留物」には、自己の意思によらず占有を喪失した場合に限られず、自己の意思によって占有を放棄し、離脱させた物も含まれる。
- 4 判例によれば、被疑者等が不要物として公道上のごみ集積所に排出し、その占有を放棄していたゴミであっても、その内容が見られることはないという期待があるから、捜査の必要がある場合でも、領置することはできない。

問6 起訴状に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 公訴の提起は、起訴状を提出してこれをしなければならない。
- 2 起訴状に記載する公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。
- 3 数個の訴因または罰条を、予備的にまたは択一的に記載することはできない。
- 4 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添付し、またはその内容を引用してはならない。

問7 訴因の変更に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因または罰条の追加、撤回または変更を許さなければならない。
- 2 裁判所は、審理の経過に鑑み適当と認めるときは、訴因または罰条を追加または変更すべきことを命ずることができる。
- 3 判例によれば、裁判所は、証拠上起訴状記載の訴因については無罪とするほかないが、他の訴因に変更すれば有罪であることが明らかであり、しかもその罪が相当重大なものであるような場合であっても、訴因変更を促しまたは命ずる義務はない。
- 4 判例によると、裁判所が訴因変更命令を発しても、検察官がこれに応じて訴因変更手続をとらない限り、訴因は変更されない。

問8 証拠と証明に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 証拠が要証事実について必要最小限度の証明力すらないときには、自然的関連性がない。
- 2 判例によれば、前科証拠は、証拠としての価値があることに加え、証明しようとする事実について、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときに初めて証拠能力が認められる。
- 3 検察官が公訴事実を証拠により証明したというためには、裁判所の心証が証拠の優越の程度に達していなければならない。
- 4 個々の要証事実について、証拠調べを尽くしたのに裁判所が確信を抱けなかった場合、不利益な認定を受ける当事者の立場を挙証責任という。

問9 自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 自白とは、被告人の供述のうち、犯罪事実の全部または主要部分を認めるものである。
- 2 判例によれば、被疑者が、起訴・不起訴の決定権を持つ検察官の、自白すれば起訴猶予にする旨の言葉を信じ起訴猶予を期待してした自白は、任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を否定すべきである。
- 3 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。
- 4 判例によれば、自白以外の補強証拠によって、既に犯罪の客観的事実が認められうる場合であっても、犯意とか知情とかいう犯罪の主観的部分についても補強証拠が必要である。

問10 伝聞証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 被告人以外の者が作成した供述書で供述者の署名押印のないものを、伝聞法則の例外として証拠とすることはできない。
- 2 捜査機関が任意処分として行う検証の結果を記載したいわゆる実況見分調書は、検証調書とは違い、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときでも、これを証拠とすることができない。
- 3 検察官および被告人が証拠とすることに同意した書面または供述は、無条件で、これを証拠とすることができる。
- 4 判例によれば、いわゆる弾劾証拠について定めた刑訴法 328 条は、公判期日等における被告人、証人その他の者の供述が、別の機会にしたその者の供述と矛盾する場合に、矛盾する供述をしたこと自体の立証を許す趣旨のものである。